

# 65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、高齢化率やサービス利用状況の変化などを考慮しながら3年ごとに見直しを行っています。

これにより、平成24年度から平成26年度における65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は次のとおり変わります。

## 主な変更内容

- ①保険料の段階を7段階から8段階に増やします。
- ②これまでの『第3段階』に一定の収入条件による軽減基準を設けます。

平成23年度（旧）		平成24年度（新）		
保険料段階	年間保険料（月額）	保険料段階	対象となる方	年間保険料（月額）
第1段階	19,800円 (1,650円)	第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方または生活保護受給者	21,000円 (1,750円)
第2段階	19,800円 (1,650円)	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	21,000円 (1,750円)
第3段階	29,700円 (2,475円)	第3段階	第3段階のうち、前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が120万円以下の方	27,300円 (2,275円)
			世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない方	31,500円 (2,625円)
第4段階	39,600円 (3,300円)	第4段階	第4段階のうち、前年の合計所得金額＋公的年金等収入額が80万円以下の方	35,700円 (2,975円)
	32,800円 (2,739円)		本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる方	42,000円 (3,500円)
第5段階	42,700円 (3,564円)	第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	46,200円 (3,850円)
第6段階	49,500円 (4,125円)	第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	52,500円 (4,375円)
第7段階	59,400円 (4,950円)	第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	63,000円 (5,250円)
		第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	73,500円 (6,125円)

※平成24年度の保険料は、前年の収入や課税状況などに基づき算定し、7月に通知します。

※公的年金などから保険料を納めている方については、4月から納付が始まっていますが、保険料の本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行う予定です。

問い合わせ 高齢・介護グループ (☎<sup>85</sup>5720)